



令和6年7月19日

第2回運営委員会 報告

十三小保教の会

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

7月6日(土)に第2回運営委員会を開催しましたので、下記のとおり御報告いたします。

日時:令和6年7月6日(土)10:00~

場所:ランチルーム

(委員総数35名、出席委員数31名)

※全委員2/3以上の出席がありましたので、第2回運営委員会は成立いたしました。

【1】あいさつ

◆令和6年度 運営連絡委員代表

本日はお忙しいところ第2回運営委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

5月に定期総会の書面決議が無事に行われ、書面で報告の通り、すべての議案が可決されました。御協力ありがとうございました。

学校公開や保護者会など、保護者が学校に来校する機会も増え、活気が出てきたと感じています。保護者同士が顔をあわせる機会が増えていますので、学級活動での交流も取りやすいと思います。2学期以降の活動の参考になるよう、過去の活動内容についても説明いたします。

議題が多くありますが、グループ活動の時間がしっかり取れるよう進めてまいります。よろしくお願いいたします。

◆校長先生

今年度2回目の運営委員会ということで、よろしくお願いいたします。

1学期も残すところあと9日になりました。1学期はそれぞれのクラスで、学級としてのまとまりやクラスの決まりなどを定着させていく時期でした。例えば、1年生は初めての小学校生活でしたが、今は授業の進め方も定着して、入学したてのころとは違って学校生活を楽しんでいるという雰囲気が感じ取れるようになってきました。また、5年生は日ごろから学級を盛り上げたり、みんなが仲良くなるためにどのようなことをしようかなどを考え続けたりして、活動を工夫してきました。二日間の移動教室を終えて、三つの学級がそれぞれのカラーをもちつつ、まとまりが感じ取れるようになってきています。学校での活動は、クラスルームや学校ホームページなどで今後も配信していきます。

さて、ここ数日猛烈な暑さに見舞われ、暑さ指数(WBGT)が昨日は34を越えました。この数値は31を越えると、外での活動ができなくなります。外での活動は危険という日が続き、休み時間には外に出られない、水泳指導は途中で終了ということが続いた先週でした。残り9日ですが、安全に留意しながら1学期を締めくくりたいと思います。今後とも、新たな教育活動を創造していくという方向性を大切にしながら、全教育活動の活性化・改革化を図ってまいります。今後とも、御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

◆青少対会長

青少対は小平市から助成金をいただき、この地区で生活している児童の健全育成を目的として活動しております。今年も保護者の皆様から青少対委員に出てください、そろそろ活動を始めるところです。放課後子ども教室(十三小子どもクラブ)と共催で、夏休み前に「おひさまさんさん広場」という教室を一つ、夏休みに「夏休みわくわく体験」という教室を二つ開催し、秋には青少対まつりを予定しております。

放課後子ども教室は事前の登録が必要になりますが、青少対まつりは十三小の児童、この地域で暮らす人であればどなたでも来ていただける形で開催しようと思っております。その際には皆様の御協力をお願いすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◆学校支援コーディネーター世話人

学校支援ボランティアです。こどもたちのために、学校・保護者・地域で、学校の教育環境を良くしていきましょう。

図書ボランティアは、児童に本好きになってもらえるよう、本の修理、整頓、部屋飾りをしています。7月1日(月)には、昇降口のところに笹の葉を飾り、七夕に向けてこどもたちと先生方が自由に短冊を飾れるようにいたしました。お子さんがどんな願いごとを書いたのか見ていただければと思います。

先月の6月3日(月)中休みには、環境美化委員会のこどもたちと一緒に正門の花壇の整備をいたしましたので、そちらもご注目いただければと思います。

今年度から保教の会で芝生に関わる活動をしていただき、6月9日(日)は芝刈り講習会に参加していただきました。感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

【2】定期総会(書面決議)について報告(添付資料①)

総会で提出された御意見について、代表より報告がありました。

<活動案について>

芝生応援団の活動については、無理のない範囲でお願いいたします。6月9日(日)にグラウンドを使用するラグビー団体より芝刈りの申し出があり、同日には、芝生ボランティアの方から御指導いただきました。保教の会(運営委員4名・学級委員4名)も参加し、今後は運営委員も月1回程度から協力していく方向で話をしています。

<予算案について>

立ち番の業者委託については、年間10万・20万とかかる場合は、立ち番を再開しないといけないので、物品購入で消化するほうが現実的と考えています。また、印刷機については、仮に学校のを共用させていただく場合は、カウンターなどを設置して、何枚保教の会が使用したのか、その枚数に応じた支払いなどが必要となり、そうした対応が可能かどうかは、学校と相談する必要もあります。もう少し運営委員や学校側とも相談して、検討したいと思います。

【3】選管より報告

- 5月11日 第1回運営委員会出席、前年度委員から引き継ぎ、「委員選出のお知らせ」作成
- 5月29日 「委員選出のお知らせ」印刷・配布
- 6月8日 集計(立候補者3名)、「再募集のお知らせ」作成
- 6月13日 「再募集のお知らせ」印刷・配布
- 7月6日 集計(代表以外決定)、「第1回互選会開催についてのお知らせ」作成

【4】グループ活動の報告

立ち番・みまもり隊グループ

- 5月28日までに1期募集用紙の作成と起案、印刷
- 6月7日 募集用紙 配布
- 6月14日 募集用紙 回収
- 6月21日 集計、結果作成
- 7月6日 印刷
- 7月8日 当番表 配布

第1回運営委員会で係が決まり、すぐにプリント作成などを始めたかったが、データが持ち出せませんでした。(前年度は学校のパソコンで作業していたそうです。)個人情報の観点からプリントの作成のやり方など検討が必要かもしれません。(本人が設定したあだ名でデータを作成するなど)そうすればメール配信も可能になるかもしれません。

一斉下校・自転車整理グループ

- 6月12日 一斉下校訓練(参加者はグループ5名+運営委員3名)
各通学コースに分かれて、下校の付き添いと見守りを行った。

学校主体のため、学校からの必要人数をグループから募り、参加者は学校から指定されたコースの付き添いを行いました。当日までの学校とのやりとりが不明だったため、経緯を引き継ぎ資料に残したいと思います。

パトロール中プレート・学区内危険箇所グループ

- 5月15日 自転車への「パトロール中」プレート装着についてのお願い 起案
学校公開(6月8日)で書き込んでいただく危険箇所マップの起案
スクールメール配信のお願い 起案
- 5月21日 自転車への「パトロール中」プレートについてのお願い 印刷
学校公開(6月8日)で書き込んでいただく危険箇所マップの印刷と書き込みのお願い
- 6月7日 自転車への「パトロール中」プレートについてのお願い 配布(締め切りを6月14日に設定)
- 6月27日 「パトロール中」プレートについて 起案・印刷、「パトロール中」プレートと合わせて配布
- 6月28日 来年度の「パトロール中」プレート 作成

今年度から危険箇所マップに関しては、学校公開日に掲示させていただき、保護者の皆様に記入いただいたものを回収する、という形でペーパーレスな対応をしております。また、更新済みのマップは今年度から家庭数配布ではなく、学校のホームページに掲載して、それを保護者の皆様に見ていただく、という流れになります。

【5】学級・学年活動の報告(添付資料②)

- ・5年生:出前授業などの検討を行っています。
その他の学年からの活動報告はなし。

＜令和6年度・学級・学年活動について(添付資料②)＞

参考資料として、平成29年度から令和5年度まで、学年ごとにどのような活動を行ったかまとめております。活動時期や活動内容の参考になさってください。昨年(令和5年度)の例を御紹介いたします。

- ・1年生:(3学期)定規を配布
- ・2年生:(3学期)プレゼントレクリエーション(千本引き)を実施
- ・3年生:(3学期)七輪体験を実施
- ・4年生:(3学期)10歳を祝う会で調理実習で使用するバンダナ、メッセージ付きトイレトペーパーを配布
- ・5年生:(3学期)赤鉛筆・消しゴムを配布
- ・6年生:(3学期)卒業記念品として、名前入りシャーペンを配布

【6】学級活動費精算表の提出について

学級活動費・グループ活動費について会計より説明を行いました。

＜学級活動費について＞

各学級10,000円になります。学級費は学年で合同に使用することも可能です。学級活動費は担任の先生やボランティアさんへのお礼としては使用できません。保護者会後の懇談会でのお茶菓子代や学年末に進級祝いや記念品として全員に配る部品代として使うことはできません。活動内容について毎年行われている企画もありますが、必ずしも踏襲しなくてはならないものではありません。学級、学年活動を考えるにあたっては、必ず事前に担任の先生と相談してから計画を進めるようにお願いします。

＜グループ活動費について＞

あらかじめお配りいたしません。各グループ活動で支出が生じる場合は、事前に会計まで御相談ください。

いずれの活動費も精算表に必要事項を記入し、領収書(またはレシート)を裏面に貼ってください。どうしても領収書が出ないものは、出金伝票に記入していただきますので会計までお問合せください。領収書の宛名は「小平十三小保健の会」としてください。くれぐれもPTAの名称は使わないようお願いいたします。

活動費については、学級員のしおり10～13ページにも記載しておりますので、御確認ください。

【7】個人情報取扱規則について(添付資料③)

第1回で頭出しした件ですが、今回は資料③として原案をお示しします。

保教の会は、保護者と教職員の会であり、十三小では学校のもつ児童名簿やメールアドレスなどを使用させていただいています。数年前の個人情報保護法の改正により、5,000人以下の小規模の団体も個人情報保護法の対象に入ることとなり、全国のPTAや保教の会において、対応が迫られています。

十三小保教の会も、市内で先行して対応を進める二中の個人情報取扱規則と、一般社団法人全国PTA連絡協議会が紹介するテンプレート等も参考に、原案を作成しました。事前に、校長先生・副校長先生、旧代表、本年度の運営委員と相談し、整えています。初めてお示しするものなので、お気づきの点がありましたらお知らせください。

現在、十三小において何か問題が起こって、慌てて対応しているわけではないので、第2回・第3回と時間をかけて丁寧に進めていきたいと考えています。

【8】グループに分かれての打ち合わせ

各グループ別の打ち合わせ、学級・学年活動の打ち合わせ

⇒終わり次第、解散となりました。

第3回運営委員会

日時：令和6年11月9日(土) 10:00～

場所：集会室

※全委員2/3以上の出席がないと、運営委員会は
成立しません。学級委員の方は必ず御出席ください。



令和6年7月6日

委員各位

十三小保教の会

第29回 定期総会（書面決議）に寄せられた御意見について

5月に行われた定期総会（書面決議）では、複数の方から活動案・予算案について御意見をいただきました。第2回運営委員会で共有し、今後の活動に反映していきたいと考えます。（提出された原文のまま記載）

活動案について
芝生応援団の活動が平日の15:30からなので、共働きの家庭は回数が多いと難しいのでは、と思います。
予算案について
予備費に40万も必要ないと思います。残高手数料や両替手数料は別途予算を付けて、予備費を減らしていないと繰越金はなかなか減らないと思います。繰越金は今までの会員の方たちのお金なので、使い道にとっても困ります。（二中では集会用テントを計8張、合計76万ほどを2年かけて購入）お金が余るようでしたら、会費を下げるか、保護者の負担軽減のために立ち番を業者に委託してはどうでしょうか。（立ち番も道義的責任の観点から保護者には荷が重いと思います） また、特別会計の印刷機積立金ですが、購入の計画はあるのでしょうか。ペーパーレス化がこのまま続くようなら、二中のように印刷機は学校と共有にして保教の会の印刷機は処分する（壊れたら）形もあると思います。任意入会の団体なので、あまり残高を持たない方が口座の管理や使い道の検討などの点で役員の負担軽減にもなり良いと思います。
ペーパーレスが進んだ場合、印刷機を維持していくのかどうか、議論が必要と思いました。（積立金も含め）

以上

委員各位

十三小保教の会

令和6年度 学級・学年活動について

第1回運営委員会では学級・学年活動について、「令和6年度 学級委員のしおり」2ページ、<学級委員の仕事>、③学級活動の企画・開催、を読み上げ活動方法についてお伝えしました。

参考資料として平成29年度～令和5年度までの学級・学年活動を以下にまとめます。

令和3年度まで、現在の懇談会は「茶話会」という名称でした。今回の資料では、「懇談会」と名称を統一して記載しています。また、①②③は、各学期を示しています。活動時期の参考に御覧ください。

(進級祝い品、学年記念品、袋詰めといった文言は省略しています。どの学年もラッピングして渡しています。)

【1年生】(恒例行事) 1学期の保護者会後に懇談会

平成29年度	①	5人ずつ3組のグループに分かれ、こどもたちの日頃の様子や親として迷うことなどを話し、保護者の交流を深めることができた。
	③	鉛筆と消しゴムをプレゼントした。
平成30年度	①	2クラス合同で懇談会を実施した。保護者同士のコミュニケーションを深められた。
	③	読み聞かせボランティアの方を招いて、ブラックライトを使用したパネルシアターの上演を行った。保護者の参加は数名であった。 鉛筆をプレゼントした。
令和元年度	①	2クラス合同で懇談会を実施した。自己紹介で近所のお友だちもわかり、交流がはかれた。担任の先生にも参加していただき、宿題などの質問に答えていただいた。
	③	折り紙とポケットティッシュをプレゼントした。
令和2年度	②	年末年始や家の時間を楽しむために、トランプをプレゼントした。(12月)
令和3年度	③	2年生で使用する15cm 定規、ポケットティッシュをプレゼントした。
令和4年度	③	赤鉛筆、鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和5年度	③	定規をプレゼントした。

【2年生】

平成29年度	②	国語「動物園のじゅうい」にちなんだ学習を実施。獣医である学級委員から、動物園の獣医の仕事についてスライドや道具を利用して話してもらった。
	③	こどもたちへフォトフレームをプレゼントした。
平成30年度	③	2クラス合同で懇談会を実施。5～6人ずつ5グループに分かれてこどもの話をして交流を図った。 消しゴム、赤青鉛筆、のりをプレゼントした。
令和元年度	③	体育館でレクリエーションを実施した。運動が苦手な児童でも楽しめるように、事前に担任の先生と打ち合わせを行い、当日は競争やゲームなどを行った。 ノートをプレゼントした。

令和2年度	③	赤鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和3年度	③	赤青鉛筆、鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和4年度	③	赤青鉛筆、2B 鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和5年度	③	プレゼントレクリエーション(千本引き)の準備、実施をした。(3月11日)

【3年生】 (恒例行事) 七輪体験(おもちゃマシュマロなどを七輪で焼く)

平成29年度	①	6月の保護者会後に懇談会を実施。クラス替えに伴い、顔を合わせて交流できるように企画。担任の先生にも参加していただき、こどもの様子などで話が弾んだ。
	③	七輪体験(土曜日)。保護者の参加も多く、こどもたちも積極的に参加できた。
平成30年度	③	七輪体験(土曜日)。ボランティアの参加が多く、楽しく過ごすことができた。スティックのりをプレゼントした。
令和元年度	③	七輪体験(土曜日)。ボランティアの参加が多く、当日は雪が降りとても寒かったが火起こしや七輪で焼くという貴重な体験ができ、楽しく過ごすことができた。
令和2年度	③	赤青鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和3年度	③	ハンカチと消しゴムをプレゼントした。
令和4年度	①	学級活動について情報収集を実施。懇談会の開催を検討した。
	②	保護者会後に懇談会を実施。トークテーマを設定し、ゲームやスマホのこと、病院情報、こどものお出かけの情報などを話した。(1組11名、2組9名、3組8名)
	③	七輪体験(5-6時間目)。平日開催となったが、ボランティアの保護者17人参加。買い出し、搬入などの打ち合わせは電話で行い、無事に開催することができた。スティックのりをプレゼントした。
令和5年度	③	七輪体験の準備と実施をした。(1月23日)

【4年生】 (恒例行事) 10歳を祝う会 (旧名称:1/2成人式、成人年齢の引き下げに伴い変更)

平成29年度	③	和紙の台紙、ひも等の購入。こどもに向けての手紙を作成し、発表した。
平成30年度	③	1/2成人式。賞状という形で親からこどもへ向けて言葉を贈るため、保護者に賞状作成の協力をしてもらった。(賞状用紙、手紙を入れる封筒を購入した) ノートをプレゼントした。
令和元年度	③	1/2成人式に向けて準備していたが、休校となり実施はできなかった。ノートをプレゼントした。(これからも使えそうなものを、と担任とも相談)
令和2年度	③	1/2成人式。ファイル、赤青鉛筆をプレゼントした。
令和3年度	③	三角定規をプレゼントした。(購入するにあたり、担任とも相談)
令和4年度	③	赤青鉛筆をプレゼントした。
令和5年度	③	調理実習で使用するバンダナ、メッセージ付きトイレトペーパーを、10歳を祝う会でプレゼントした。

【5年生】

平成29年度	③	6年生で俳句を学習するための筆ペンをプレゼントした。
平成30年度	③	読み聞かせボランティアグループの方を招いて、ブラックパネルシアター「小惑星探査機はやぶさ」の公演を行った。公演後はこどもたちからたくさんの質問があり、充実した時間となった。後日、こどもたちからボランティアグループの方に感想文の文集が送られ、大変喜んでくださった。
令和元年度	②	JAL 紙ヒコーキ教室を JAL から講師 4 名（パイロットや整備士）を招いて実施した。仕事内容の話をしていただいた後、講師持参の「イカ飛行機」を作成し、飛行距離を競う協議会を行った。（人気講座のため、予約の活動は4月から始めると良い）
令和2年度	②	鉛筆3本、消しゴム1個をプレゼントした。（9月準備、3学期に配布）
令和3年度	③	トランプとスーパーボールをプレゼントした。 学級図書を選定に向けてこどもたちにアンケートを取り、集計した。
令和4年度	③	ノート、鉛筆、マスクケースをプレゼントした。
令和5年度	③	赤青鉛筆、消しゴムをプレゼントした。

【6年生】（恒例行事）親子レクリエーション

平成29年度	③	親子レクとしてミニ障害物競走とタイムカプセルのセレモニーを実施した。
平成30年度	③	「卒業式楽しみだなあの会」の1コーナーとして、親子綱引きを実施した。クラス対抗で、男子・女子・保護者で対戦し、とても盛り上がり楽しい時間となった。
令和元年度	③	6年間の学校行事の集合写真をおさめた DVD をプレゼントした。 親子レクリエーションを計画していたが、休校のため中止となった。卒業式後に祝う会を予定していたが、感染拡大防止のため、中止となった。
令和2年度	③	タイムカプセルを提案し、封筒に手紙と記念品を封入。有志の保護者が保管とした。 1組：5年生から発行してきた「つばみ新聞」を創刊号から冊子にしてプレゼント。 2組：シャープペンシルをプレゼントした。
令和3年度	③	卒業記念品として、集合写真をおさめた DVD をプレゼントした。 担任の先生に向けた、こどもたちからのメッセージカード作りを実施した。
令和4年度	③	卒業記念品として、ボールペンを選定した。たいさんぼくの校章を入れ、十三小での思い出を胸に巣立って欲しいという思いを込めてプレゼントした。
令和5年度	③	卒業記念品として、名前入りシャープペンを卒業式前にプレゼントした。

以上

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規則(案)

第一条 (目的)

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(以下、保教の会と略称)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、委員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びスクールメール、その他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

第二条 (責務)

保教の会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条 (管理者)

保教の会における個人情報データベースの管理者は、代表とする。

第四条 (取扱者)

保教の会における個人情報データベース取扱者は、教職員、運営連絡委員、選管委員、学級委員、会計監査(以下、委員と略称)とする。

第五条 (秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六条 (収集方法)

保教の会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第七条 (周知)

個人情報取扱いの方法は、総会資料や学校ホームページ、スクールメール等で会員に周知する。

第八条 (利用)

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。また、文書送付については、保教の会から学校に対してスクールメールを利用して周知することを依頼することができる。

- (1) 会費の集金業務、管理業務
- (2) 運営委員会報告書、グループ活動に関連した文書等の送付
- (3) 委員、グループ活動等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに委員等の推薦活動
- (5) 学校ホームページへの掲載

第九条 (利用目的による制限)

保教の会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十条 (管理)

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十一条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第十二条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第十三条（第三者提供に係る記録の作成等）

保教の会は、個人情報を第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第十四条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第十五条（情報の開示）

保教の会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第十六条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第十七条（苦情の処理）

保教の会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十八条（改正）

法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し総会での承認をもって改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第七条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年5月●日より施行する。

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 規約

第一条 (名称)

この会は小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(略称・十三小保教の会)とする。

第二条 (目的)

この会は、常に子どもたちのことを考え、保護者と教職員が互いに学び合い、協力し、家庭・学校・地域における子どもたちのよりよい成長をはかることを目的とする。

第三条 (方針および活動)

1. 学級・学年を基盤とした活動をする。
2. 共に学び合い理解を深め連帯感を育てる。
3. 子どもたちを取り巻く教育環境の改善を図る。
4. 子どもたちに関わる地域活動に参加・協力する。
5. 学校の教育活動に協力する。
6. その他、目的を達成するために必要な活動をする。
7. 会や委員の名で特定の政党や宗教等を支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。

第四条 (会員)

1. この会の会員は、この会の目的と方針に同意するこの学校の児童の保護者と教職員である。
2. 会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
3. 会員はすべての会議を傍聴できる。

第五条 (学級委員・運営連絡委員・会計監査および選出管理委員)

1. 学級委員は各学級から2名選出する。運営連絡委員は保護者会員より7名、教職員会員より2名選出する。運営連絡委員の選出方法については細則で定める。
2. 学級委員は、運営委員会に各学級の意見等を出し、運営委員会で決まったことを各学級に持ち帰り報告する。運営委員会で決まった仕事を行う。
各学級の親睦会等を手配する。
3. 運営連絡委員は、以下の仕事を分担する。

代表(1名)

この会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を行う。

副代表(2名、副校長)

代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

書記(2名、教職員1名)

総会および運営委員会の議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。

会計(2名)

会計業務を行い、会計報告をする。

また運営連絡委員は、運営委員会の準備・まとめ・報告・各学年への連絡をする。

4. 運営連絡委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。
5. 会計監査は、前年度の運営連絡委員の2名とし、第1回運営委員会で承認を受ける。(原則として会計をあてる)年度末に監査をし、総会に報告をする。任期は1年とする。
6. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は6名選出し、第1回運営委員会で承認を受け、保護者の運営連絡委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。

第六条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
2. 定期総会は、年1回5月に開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できる。
3. 総会は、活動報告・活動計画の検討と承認、予算・決算の審議と承認、運営連絡委員・会計監査の紹介、その他の重要事項の審議を行う。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/8以上から要求があったときに開催する。
5. 総会は全会員の1/2以上(委任状をふくむ)の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。総会の議決権は、一世帯一票とする。
6. 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により決定する。ただし、学級委員・運営連絡委員・会計監査が議長になることはできない。
7. 書面開催の場合、総会資料と書面表決書を世帯ごとに配布する。全会員の1/2以上の書面表決書の提出により成立し、議決は提出された表決書の過半数とする。

第七条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決、執行機関であり、各学級の学級委員と運営連絡委員と担当の教職員で構成される。
2. 運営委員会は原則として最低年3回(学期1回)開催する。なお、運営連絡委員または学級委員からの要請があり、代表が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会は学級を基盤として、こどもたちを取り巻く状況を話し合い、問題があるときは、そのことについて話し合う。また総会で決定された事項を行う。
4. 活動計画・予算案を立案し、活動報告・決算案等を検討して、総会に提出する。
5. 運営委員会は全委員2/3以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。ただし、体調不良等のやむを得ない事情で欠席をする場合に限り、所定の手順で連絡を行ったときに委任扱いとする。

第八条 (会計)

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会の予算は、会員の会費でまかなう。
3. 会費は一世帯年額1,000円とする。
4. 保教の会から学校に備品を寄贈等する又は30万円を超える予算の執行を行う場合は会員の周知の上会員の2/3以上の承認を得ること。

第九条 (弔慰規定)

会員もしくは児童に対する弔慰金は、5,000円とする。その他特別な場合(および緊急の場合)は、別途協議、決定をする。

第十条 (個人情報の保護)

この会の活動を進めるために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に適用する。

付則

- ①この規約は各機関で検討し、総会において変更することができる。
- ②この規約は平成8年4月1日より施行する。
- ③平成12年5月26日 第七条の2 改正
- ④平成13年12月15日 第五条 一部改正、施行細則 追加
- ⑤平成14年5月31日 第一条 第五条 一部改正
- ⑥平成16年3月13日 施行細則5④ 改正
- ⑦平成17年5月6日 第八条の3 改正
- ⑧平成17年9月20日 施行細則6 改正
- ⑨平成22年5月17日 第七条の2 改正、施行細則6 追加
- ⑩平成23年5月16日 第五条の1・3 改正、施行細則 一部改正
- ⑪平成28年5月18日 第一条 第五条の5 改正、施行細則 一部改正
- ⑫平成30年5月16日 施行細則5① 改正、施行細則 一部改正
- ⑬令和5年5月19日 第八条の4 追加
- ⑭令和6年5月24日 第六条の7 追加、第七条の5 一部改正
施行細則<運営連絡委員選出規定>5の③ 一部改正
- ⑮令和7年5月●日 第十条 追加